

新潟市歯科口腔保健推進条例（素案）に対するご意見の概要と市議会の考え方

	記述箇所	ご意見の概要	市議会の考え方	修正
1	条例（素案）全体	条例の制定には賛成するが、条例の制定が遅くなった理由を教えてください。	<p>歯科口腔保健を推進するため、国においては平成23年に「歯科口腔保健の推進に関する法律」、県においては平成20年に「新潟県歯科保健推進条例」が制定され、本市においては、平成5年3月に全国に先駆けて「新潟市生涯歯科保健計画」を策定し、これまで定期的に見直しを図りながら歯科口腔保健施策を推進してきたところです。</p> <p>さらに近年、歯・口腔の健康に関して、歯科口腔疾患と全身疾患との関連や所得格差による健康格差が指摘されるなど、その重要性は一層増しています。そこで今回、平成31年度から5年間を期間とする「新潟市生涯歯科保健計画（第5次）」の策定に合わせ、市民の歯科口腔保健のさらなる推進を図るため、市の責務や市民等の役割及び歯科口腔保健施策の基本事項などについて定める「新潟市歯科口腔保健推進条例」を策定することとしました。</p>	なし
2	第1条（目的） 第2条（定義） 第1号 第4条（市の責務） 第2項 第6条（歯科医師等の役割） 第7条（保健医療等関係者の役割） 第9条（歯科口腔保健施策の基本事項） 第11号・第12号	<p>歯科医療又は歯科保健指導に係る業務を行う者がすべて「歯科医師等」と括られている。</p> <p>第2条で説明はあるが、歯科衛生士の歯科口腔保健における役割は非常に大きいと考えるので、「歯科医師等」で括らず、「歯科衛生士」という名称を明記してはどうか。</p>	<p>歯科口腔疾患の予防や口腔機能の維持向上という観点から、歯科医療や歯科保健指導において、歯科医師と同様に歯科衛生士や歯科技工士などの方たちも、重要な役割を果たしていることは十分に理解しています。そのため、全体を表す総称として、「歯科医師等」を「歯科医療等関係者」に修正します。</p>	あり

	記述箇所	ご意見の概要	市議会の考え方	修正
3	第4条（市の責務）	条例制定後、区間格差，地域包括ケアシステム，貧困対策といった今まで不十分であった分野に積極的に関わっていくことになるので，市の責務として，「進捗状況を毎年議会に報告する」を入れてはどうか。	この条例が制定された後は，第10条の規定の下に「新潟市生涯歯科保健計画」が位置付けられ，これまでと同様に学識経験者などで構成される「新潟市歯科保健推進会議」で進行管理されます。議会からは，必要に応じて説明を求めていくこととします。	なし
4	第9条（歯科口腔保健施策の基本事項） 第3号	第9条第3号について，健康教育等を行うに当たっては，保健医療等関係者も携わっていくべき内容であると考えことから，次のような表現としてはどうか。 （3） 園児期及び学童期において，園・学校関係者並びに歯科医師等，保健医療関係者との連携による歯・口腔の健康づくり教育並びに，科学的根拠に基づく効果的な歯科口腔疾患の予防のための施策を推進すること。	園児期及び学齢期の歯・口腔の健康づくり教育などのためには，保健医療等関係者が果たす役割も重要であると考えていますので，「歯科医師等」を「歯科医療等関係者並びに保健医療等関係者」に修正します。	あり
5	第9条（歯科口腔保健施策の基本事項） 第3号	第9条第3号について，フッ化物利用については歯科保健の中で最も効果を上げている施策の一つであるので，「科学的根拠に基づく効果的な」を，「科学的根拠に基づくフッ化物応用をはじめとする効果的な」としてはどうか。	フッ化物については条例素案の策定段階でも検討を行いました，その効果については広く知られていることから，個別の名称は入れないこととしましたので，原文のままとします。	なし
6	第9条（歯科口腔保健施策の基本事項） 第9号	第9条第9号について，糖尿病，循環器疾患は，もちろん歯科疾患と深いかわりがあると考えられるが，具体例としてこの2疾患を挙げることに疑問もあることから，次のような表現としてはどうか。 （9） 歯科疾患に関連する疾患及び喫煙による歯科口腔疾患への影響に対する施策を推進すること。	糖尿病，循環器疾患等については，近年，特に歯科口腔疾患との密接な関係が指摘されており，QOL（Quality of Life「生活の質」）に大きな影響を与える生活習慣病でもあることから，歯科口腔疾患との関連を明記することは重要と考え記載しています。 また，ご提案のように「歯科疾患に関連する疾患」とすると，一般的には歯科や口腔に直接関連する疾患（歯周病や口腔粘膜・舌疾患等）に限定される印象を抱かせる可能性があるため，原文のままとします。	なし